

別表

特別養護老人ホームもとだて荘利用料金表

平成 30 年 11 月 29 日改定

1 介護保険給付サービス利用料金

原則として下記のとおりです。利用者負担額の減免制度などの対象者である場合はその認定に基づいた負担額となります。

(1) 利用者負担金サービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、原則として次の額です。(1日につき)

要介護区分	基本単価	負担段階	居住費	食費	1日あたりの負担額(1割)	1日あたりの負担額(2割)
要介護1	636 (1,272)	第1段階	820	300	1,756	-
		第2段階	820	390	1,846	2,482
		第3段階	1,310	650	2,596	3,232
		第4段階	1,970	1,380	3,986	4,622
要介護2	703 (1,406)	第1段階	820	300	1,823	-
		第2段階	820	390	1,913	2,616
		第3段階	1,310	650	2,663	3,366
		第4段階	1,970	1,380	4,053	4,756
要介護3	776 (1,552)	第1段階	820	300	1,896	-
		第2段階	820	390	1,986	2,762
		第3段階	1,310	650	2,736	3,512
		第4段階	1,970	1,380	4,128	4,902
要介護4	843 (1,686)	第1段階	820	300	1,963	-
		第2段階	820	390	2,053	2,896
		第3段階	1,310	650	2,803	3,646
		第4段階	1,970	1,380	4,193	5,036
要介護5	910 (1,820)	第1段階	820	300	2,030	-
		第2段階	820	390	2,120	3,030
		第3段階	1,310	650	2,870	3,780
		第4段階	1,970	1,380	4,260	5,170

( )内は、2割負担の料金です。

※ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いしていただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)

償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行なうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

【加算】 お支払いいただく利用者負担金は次の額です。

加算の種類	加算の内容	加算額
日常生活継続支援加算（Ⅱ）	重度の要介護者や認知症の入居者が多く占める施設において介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置した場合の加算。	46円／日
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）イ	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が60%以上の場合に加算。	18円／日
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）ロ	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が50%以上の場合に加算。	12円／日
サービス提供体制 強化加算（Ⅱ）	介護・看護職員の総数に占める常勤職員の割合が75%以上の場合	6円／日
サービス提供体制 強化加算（Ⅲ）	入居者様にサービスを直接提供する職員の総数に占める3年以上勤続職員の割合が30%以上の場合に加算。	6円／日
看護体制加算（Ⅰ）	常勤の看護職員を1名以上配置している場合に加算。	12円／日
看護体制加算（Ⅱ）	常勤の看護職員を2名以上配置している場合に加算。	23円／日
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	夜勤を行う介護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に加算。	46円／日
栄養マネジメント加算	入居者の栄養状態を適切に分析し、状態に応じて多職種共同により、栄養ケアマネジメントを行った場合の加算。	14円／日
個別機能訓練加算	入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練をした場合の加算。	12円／日
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	施設基準を満たしたうえで専門的な認知症ケアを行った場合の加算。	3円／日
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	施設基準を満たしたうえで専門的な認知症ケアを行った場合の加算。	4円／日
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症患者を受け入れ利用者ごとに個別の担当者を配置している場合の加算	120円／日
精神科医師配置加算	精神科医による定期的な療養指導が月に2回以上行われた場合の加算	5円／日
療養食加算	医師の食事箋に基づき療養食を提供した場合の加算	18円／日
経口移行加算	経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合	28円／日

		(180日を限度)	
	経口維持加算(Ⅰ)	摂食機能障害や誤嚥を有する利用者に対し、医師又は歯科医師の指示に基づき、管理栄養士等が栄養管理を行った場合の加算	400円/月
	経口維持加算(Ⅱ)	経口維持加算(Ⅰ)を算定し、食事の観察及び会議に医師、歯科医師、歯科衛生士等が加わった場合の加算	100円/月
	口腔衛生管理体制加算	歯科衛生士が介護職員に対し口腔ケアに係る助言指導を行い、口腔ケアマネジメントに係る計画がされている場合の加算	30円/月
	口腔衛生習慣加算	歯科衛生士が口腔ケアを月4回以上行った場合の加算	110円/月
	外泊時費用	病院等に入院を要した場合及び外泊をした場合の加算(月6日程度)	246円/日
	初期加算	入所日から30日以内の期間。入院後の再入所も同様	30円/日
看取り介護加算	死亡日以前 4～30日前	看取り介護の体制を整備し、施設内及び在宅で死亡した場合	144円/日
	死亡日前日 及び前々日	看取り介護の体制を整備し、施設内及び在宅で死亡した場合	680円/日
	死亡日	看取り介護の体制を整備し、施設内及び在宅で死亡した場合	1,280円/日
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の賃金改善のため、利用者ごとの1月の総単位数(上記の介護度に応じた基本サービス費と各種加算)に8.3%を乗じた額の1割分	

## 2 介護保険給付対象とならないサービスの概要と利用料金

次のサービスは、利用料金の金額がご利用者の負担となります。

※居住費[光熱水費及び室料(建物設備等の減価償却費等)]

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、室料を負担していただきます。

※食費(食材料費及び調理費)

ご利用者様に提供する食事の材料及び調理にかかる費用を、実費相当額の範囲内にて負担していただきます。

※介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費・居住費の金額(1日あたり)のご負担となります。

(3) その他の費用

特別な食事	栄養士の作成した献立以外の食事等を希望される場合は要した費用の実費をいただきます。
貴重品の管理	貴重品管理サービスをご利用いただけます。尚、詳細につきましては、「特別養護老人ホームもとだて荘利用者貴重品等管理規程」に記載のとおりです。(月額 300円)
レクリエーション、クラブ活動	ご利用者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことが出来ます。材料費・参加費等の実費をいただきます。
複写物の交付	ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合にはその旨お申し出ください。
日常生活品	個人用のティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤、タオル、衣類、履物、髭剃りなどご利用者が負担する事が適当と認められるものは実費の費用をいただきます。持ち込まれる場合は、費用の負担はありません。
理美容	訪問理容師をご利用いただけます。 要した費用の実費をいただきます。
電化製品持ち込み料	テレビ、ラジオ、電気毛布、携帯電話等の電化製品の持ち込みについて、1点につき月 200円～1000円をいただきます。詳しくは、ご相談ください。
予防接種	インフルエンザ・肺炎球菌ワクチンなど希望される方は、実費をいただきます。
通院・外出時の付き添い	協力医院(もとだて病院)への通院については、費用の負担はありません。距離によっては費用をいただく事もあります。
電話代	施設の電話を利用される場合、実費をいただきます。
その他	切手、葉書・写真等希望される場合は、実費をいただきます。

もとだて荘電化製品持ち込み料金一覧

こたつ	1000円/月
冷蔵庫	800円/月
テレビ	800円/月
ポータブルテレビ	300円/月
ラジカセ	200円/月
電気毛布	500円/月